

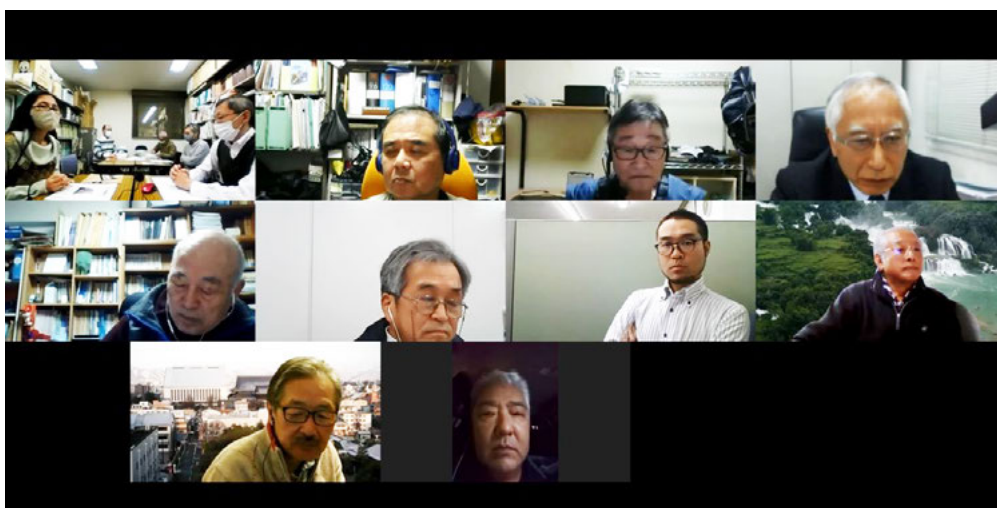
関西労働者安全センター

労災職業病

関西労働者安全センター

2021. 3.10発行〈通巻第519号〉200円

〒550-0001 大阪市西区土佐堀1丁目6-3
JAM西日本会館5階 市民オフィス内
TEL.06-6476-8220 FAX.06-6476-8229
郵便振替口座 00960-7-315742
近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284
E-mail : info@koshc.jp
ホームページ : http://koshc.jp/



障害補償請求で自庁取消 障害10級から7級へ変更	2
労災の請求、押印不要に! 権利行使の形式的疎外要因を排除	5
死ぬまで元気です vol.34 右田孝雄	7
65~70歳の高年齢者の業務委託に特別加入制度	8
シンポ「コロナ禍と働き方・過労死を考える」のお知らせ	12
韓国からのニュース	13
前線から	16
突然の自殺と業務起因性／和歌山 関西労働者安全センター第41回総会開催／大阪	

障害補償請求で自庁取消

障害 10 級から 7 級へ変更

本誌 2019 年 1 月号で再審査請求中であると報告した K さんの障害補償について、自庁取り消しとなり障害等級 10 級から 7 級へと変更された。

K さんは、頸椎のヘルニアと両肩腱板断裂で労災認定を受け、2017 年 1 月に症状固定となったが、後遺障害は非常に重く、主治医の三橋徹医師（田島診療所）の診断では 7 級ということだった。しかし、大阪西労働基準監督署が障害等級 10 級と決定したため、審査請求したところ 2018 年 1 月に棄却となり、労働保険審査会に再審査請求したが、2019 年 2 月に再審査請求も棄却され、2019 年 7 月に労災障害等級の取り消しを求めて大阪地裁に行政訴訟を提訴した。

労働基準監督署の決定した障害等級の内容は、首は頸椎 C 5 - 7 に前方固定術が行われていることから、「せき柱に変形を残すもの」で 11 級、右肩、左肩それぞれの疼痛は「局部にがん固な神経症状を残すもの」の 12 級で同一系列の神経症状 2 つで 11 級とし、11 級が 2 つなので併合により 10 級というものだった。実際は首、両肩ともに、可動域が通常の 2 分の 1 以下

に制限されているのだが、意見書を書いた地方労災医員に、どちらも疼痛による可動域制限であるとして、後遺症と評価されなかった。

審査請求でも棄却されたが、その理由も納得できないものであった。

症状固定の時点で、2 分の 1 以下の可動域制限があること自体は認めているものの、頸椎については、頸椎前方固定術を受けた 1 年 3 か月後の測定データでは、参考可動域の 2 分の 1 である 55 度を少し超える 68 度であったことから、その後に経年的な変成が加わって生じたものであり、両肩の可動域制限も同様に、腱板縫合術後、10 年以上経ってから可動域が低下していることから、経年変化によるもの、つまり加齢によるというのが、大阪労働者災害補償保険審査官の判断だった。

労働保険審査会による再審査の判断も、まったく変わらず、再審査請求を棄却した。

何年も前の測定値で判断する矛盾

前回の原稿でも述べたが、K さんに対する障害等級の判断は、非常に特殊、もしくは

は異常なものと言わざるを得ない。

障害等級の判断に当たっては、当該労働災害による傷病によるもののみを評価し、それ以外の原因による障害は対象としない。例えば、労災による傷病が生じた部位に、既往症があった場合などである。既往症として腰椎にヘルニアを有していたところ、業務上の事故で腰椎のヘルニアを増悪させて療養の必要が出た場合、今回増悪した結果生じた障害のみを評価し、それ以前からあった症状については審査の対象としない。

今回は、労災の傷病から回復後に生じた障害が経年的な変化、つまり加齢による私病であるので後遺障害の対象としないとされた。通常はこのような判断がされることはほとんどないだろう。なぜならば、経年変化を起る前に症状固定と判断されて障害補償の審査が行われることになるからである。

審査官は判断にあたって、頸椎前方固定術の1年3か月後の時点の可動域の数値までが、労災の後遺症のである、両肩についても2017年の症状固定の10年以上前の時点の可動域の数値までが後遺症で、それ以降の可動域の低下は業務上災害と関係がないものとした。しかし、審査官の主張する時点で症状固定にせず、それ以降もKさんは労災保険による療養が認められており、他ならぬ労働基準監督署が2017年まで治療の必要があると判断していたということで、大きな矛盾を起している。

このような判断の容認は、遡って何年も前の時点の症状固定を認めることになって

しまうし、制度の基準を無視する様なものである。

今回おかしな判断がされたのは、Kさんの療養期間が非常に長かったために、なんらかの意図が生じたのではないかと推測される。

その背景には、ここ数年、長期療養者について労働基準監督署側が、強引に労災保険の打ち切り決定を行うなどの厳しい処置を度々行ってきたことがある。保険制度であるので、何十年と長期にわたって療養を続けるのは容認しにくいことは理解できるが、打ち切りに当たって、被災者の聞き取りを十分に行わなかったり、主治医の意見をまったく考慮せずに一方的に期限を通告してくるなどということがあり、被災者が不利益を被っている。

そのために、Kさんの障害等級についても、何年も前に症状固定だっただろう、とわざと特殊な判断をしたのではないかと思えてくる。

新たな医証？

再審査請求も判断が変わらなかったため、2019年7月に大阪地裁に行政訴訟を起した。位田浩弁護士、竹藪豊弁護士がKさんの代理人となった。

提訴後、やはり医学的所見が重要であるとの裁判官の判断で、これまでKさんが受診した各医療機関のカルテを取り寄せることとなった。膨大な医療情報が裁判所に提出された後、国側は労災医員に意見を求めた。

この意見から国側の主張が提出されれば、それをみて原告側の意見を準備しようと待っていたところ、2020年8月、原処分庁である大阪西労働基準監督署からKさんに連絡があり、障害等級を7級に変更するという事だった。

大阪西労働基準監督署は自庁取り消しとし、8月26日付けで変更決定を行った。

そのため係争中の行政訴訟は、取り下げることにした。

変更された障害等級の内容は、新たに意見を求めた医師の判断により、頸椎の運動制限について事故との因果関係が認められて、可動域が2分の1以下なので、障害等級8級とし、両肩の神経症状12級と併せて併合7級と認定したということだった。

変更決定の調査復命書の情報開示請求を行った。

開示された大阪労働局地方労災医員の意見書によると、2013年11月のX線画像で、頸椎に骨棘形成などが認められ、それによる屈曲可動域制限を来している、これら変化は頸椎前方固定術後の隣接椎間障害によるものと考えられる、としていた。また疼痛による可動域制限であるという判断も否定した。

これによって、頸椎の可動域制限2分の1以下で「せき柱に運動障害を残すもの」で障害等級8級と判断された。

Kさんは併合7級となり、10月からは障害補償年金の支給が開始された。

こちら側としては、主治医三橋先生の7級との主張が通った形になり、大変喜ばしい。Kさんは、年金という形で今後も継続

して補償を受け取ることができる。

しかし、審査請求から支援してきた当センターとしては、なぜ労働基準監督署の段階で認める事ができなかったのかと、悔しくはある。障害補償請求の審査で2017年のX線画像は提出しており、それからでも隣接椎間障害があるのは十分読み取れたと考えられるので、やはりこれまでの判断が、訴訟に耐えられないという事に気づいて、自庁取り消しするために隣接椎間障害という意見をひねり出したように感じてしまう。

監督署段階では疼痛による可動域制限とし、審査請求では症状固定のはるか前のデータを持ってきて、現在の障害を否定、と理由も変化し否定するために無理な主張を重ねているようにしか見えず、素直に新たな医証で判断された、とは受け取ることができない。

しかし、行政訴訟まで粘り強く頑張ったKさんと、何度も意見書を作成して尽力した三橋医師、代理人となった位田、竹藪両弁護士の協力と微力ながらセンターも手伝ったことで得られた結果である。

労災認定後も生活は続く

Kさんは労災休業を始めてから治療のため田島診療所近くに居を構えている。労災認定された頸椎と両肩の疼痛や運動制限に加えて、長年歯切り工として身体を酷使してきたため、足も悪くなってきている。また残念ながら妻を先に亡くして一人暮らし
(6ページにつづく)

労災の請求、押印不要に！ 権利行使の形式的阻害要因を排除

役所に提出する書類に必要な押印が廃止されている。労災保険の様々な請求書をはじめ労働関係の書類についても、ほとんどの様式が改正され、「印」の文字が消えている。

政府は昨年7月17日の閣議決定で、「法令等又は慣行により、国民や事業者等に対して書面の作成・提出等、押印又は対面を求めている手続」について、年内に検討し必要な改正を行うとした。これをうけて厚生労働省は、「押印又は署名を求めている手続について、国民や事業者等の押印等を不要とするために必要な改正を行う」とし、同12月25日付けで通達を発し、ほとんどの申請書等について押印不要とする省令改正を行った。

その結果、労災保険関係の療養、休業、障害、遺族、葬祭等の各給付請求書などの様式を改定されることとなった。現在、厚生労働省のホームページでダウンロードできる様式は全てリニューアルされている。たとえば休業補償の請求書（様式第8号）



の「請求人」欄はもちろんのこと、「事業主」欄、「診療担当者の証明」欄も「印」の文字が消えた。

今年1月7日の「労災保険の請求書等に係る押印等の見直しの留意点について」とする都道府県労働局労災補償課長宛ての本省通達は、次のように留意点を列挙している。

①請求人等の記名等があれば、受付することとして差し支えないこと。したがって、押印等がないことのみをもって不備返戻を行わないこと。なお、事業主、請求人等が請求書等を作成するにあたり、引き続き押印等を行っている場合については、押印等が不要になった旨の教示を行うこと。

②労災保険における請求書等については、全ての手続において押印等を求めないものであるが、記名等をする事については、記載方法を問わず引き続き必要となるものであり、記名等がない請求書等については、電話照会によって補正することなく、不備返戻を行うこと。

③押印欄のある改正前の様式も、当分の間、取り繕って使用することが可能であり、この様式による場合、押印欄の二重線等による訂正を求める必要は無いこと。その他、加除訂正印についても不要と

押印不要に！

し、記名の信ぴょう性に疑義が生じたときは電話照会等により確認を行うこととしている。

また、昨年12月25日の改正前に受け付けた請求書で押印等がないものであっても、改正日以降は他の記載事項に不備がな

ければ不備返戻の必要はないとした。

労働者の権利行使について、形式的な障害要因が取り除かれることは歓迎すべきことといえるだろう。

(4ページのつづき)

となったが、週に何回かヘルパー支援を受けながら無事暮らしている。今回年金支給が決まり、今後の生活がよりよいものになる事を望む。

Kさんのケースは、特殊な事例のような気もするが、近年の長期療養者への扱いを考えると、同じような判断が再びされる可

能性は否定できない。

大阪西労働基準監督署には、訪問したときに今後このようなことがないように要請はしたが、気をつけておかなければならないだろう。



「余命」1年と告げられ18年後の今を生きる「中皮腫」患者の闘病記録

栗田 英司 著

- 「中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会」会員
- 「日本肺がん学会」ガイドライン検討委員会胸膜中皮腫小委員会委員

「中皮腫サポートキャラバン隊」として、日本全国のアスベスト疾患患者のピアサポート活動に邁進する栗田英司氏。

33歳の時に「上皮型悪性腹膜中皮腫」との診断を受け、余命1年と宣告されたにもかかわらず、その後18年を今も前向きに生き続ける。中皮腫の診断イコール余命1年や2年などという症例が多いなか、「希望の星」と称えられる著者、渾身の闘病記です。くわえて、著者以外の、長期生存や元気に生活する6人の中皮腫患者へのインタビューもあわせて掲載。病と向き合い、闘うためのヒントを多く得ることのできる、貴重な書です。

【お問い合わせ】

関西労働者安全センター

TEL:06-6476-8220 FAX:06-6476-8229
mail to:koshc2000@yahoo.co.jp

「余命」1年と告げられ18年後の今を生きる
「中皮腫」患者の闘病の記録

もはや これまで

〈付〉聞き書き6人の患者の場合

栗田 英司

生きるとは？ 死ぬとは？ 中皮腫でお悩みの方、
がんでお悩みの方、さまざまな病気に直面し
お悩みの方、ぜひ手にとってみてください。
この本には「希望」があります——。

SEIKOSH A

■出版社：星湖舎

<http://sksp.biz/index.html>

■体裁：四六判、本文184頁、ソフトカバー

■定価：本体1500円＋税

ISBN978-4-86372-097-8 C0095

死ぬまで元気です



Vol.34 右田 孝雄

皆さま、お元気ですか？私は相変わらず元気ですよ。ちょうどこの記事を書いている頃は抗がん剤の副作用も抜けて動いています。実は中皮腫サポートキャラバン隊もこの4月から特定非営利団体（NPO 法人）として活動します。立ち上げた者としては、やはり少し気が引き締まる思いです。昨年末から NPO 法人化へ向けて、事務局長は右往左往していました。やっと認可が下りたので、ほっとしていました。これから、形だけではなく身を引き締めて頑張りたいと思います。

まず最初の活動となりそうなのは、胸膜中皮腫のファーストラインの新薬として小野薬品とブリストルマイヤーズスクイブ社が厚生労働省に承認要請を出したオブジーボ+ヤーボイの早期承認要望書です。この要望書は、日本肺癌学会、日本石綿・中皮腫学会など5団体連名で作成し、本来なら昨年末にでも厚労大臣あてに提出する予定でしたが、新型コロナウイルスの影響で緊急事態宣言が発令され、現在も提出できないでいます。この要望書は、緊急事態宣言が解除された時点で厚労省とアポイントを取って、すぐに上京し提出する予定です。

一日でも早く承認されるということは、その早くなった日数分この新薬を選択でき

る患者がいるということです。それによって、何人かは新薬を投薬することができて、何人かが奏功する可能性があるということです。ただ、どちらの医師も言われるのが、副作用が多いということです。副作用の中には、重篤なものもあり、決してローリスクとは言えないと思います。では副作用はどうするんだ？という声も上がるかもしれませんが、それは病院が、医師が治療してくれます。

このオブジーボ+ヤーボイはファーストラインとして承認されると思うのですが、先に承認されているシスプラチン+アリムタとどちらをファーストラインとして患者に投薬するのも、それぞれの主治医に委ねるしかないのかもしれませんが。

色々問題点はありますが、この新薬の早期承認で延命できる方がいることは事実でしょう。ですから、オブジーボ+ヤーボイの早期承認の要望書を一日も早く提出することが NPO 法人として中皮腫サポートキャラバン隊が動き出す最初の一步となると思います。

他にも、緊急事態宣言が解除され、皆さんがワクチンを打たれた暁には、キャラバン隊活動を活発に致します。

早くコロナ禍の終息を願うだけです。

65～70歳の高年齢者の業務委託に 特別加入制度

事業や作業の種類を問わず

「70歳就業確保法」と呼ばれた法律が昨年3月31日に成立している。その主な内容は、事業主に65歳までの雇用を確保する義務に加え、65歳から70歳までの就業機会を確保する努力義務が課されるというものだ。高年齢者の雇用等の安定に関する法律の改正により、新たな努力義務となる措置が列挙されている。

今回の改正で70歳までの努力義務とされた措置内容は、これまでの65歳までの雇用確保措置だけではなく、「業務委託」というバリエーションを新設するものとなっている（次ページ図参照）。

70歳までの就業確保措置として新たに設けられるのは、

- ④希望する高年齢者について、70歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度の導入
 - ⑤希望する高年齢者について、
 - a 事業主が自ら実施する社会貢献事業
 - b 事業主が委託、出資（資金提供）等する団体が行う社会貢献事業に70歳まで継続的に従事できる制度の導入
- とされている。

これまでの定年の引き上げや継続雇用を70歳までに引き上げる措置は、あくまで

雇用による就業であるのに対し、新設の業務委託は、労働者ではない働き方を選択肢に加えるものだ。労働基準関係法令の規制対象外を含めた働き方を確保するものとなる。ということは、そのままでは労災保険制度という災害補償のセーフティネットの対象外とならざるを得ない。

そのままでは何の補償制度もなし 業種・作業の制限なしで制度創設

もちろん労働者ではない働き方で労働者に準じて保護することがふさわしい者については、労災保険特別加入制度がある。しかし利用可能な特別加入は、労働者を雇用している中小事業主（第1種）、特定の職種や作業に限定した一人親方等（第2種）となるので、業務委託された仕事をさらに人を雇用して行う場合や、第2種として特別加入団体に入ることができる職種でなければならないことになる。

社会貢献事業として想定できるような仕事で、特別加入できるような仕事はちょっと想像しにくそうだ。

そのため、この法律が成立する際に、参議院付帯決議には、次のような文言が加えられた。

70歳までの就業機会確保（高齢者雇用安定法関係）

労働政策審議会労働条件分
科会労災保険部会資料より

改正の趣旨

少子高齢化が急速に進展し人口が減少する中で、経済社会の活力を維持するため、働く意欲がある高齢者がその能力を十分に発揮できるよう、高齢者が活躍できる環境整備を図ることが必要。
個々の労働者の多様な特性やニーズを踏まえ、70歳までの就業機会の確保について、多様な選択肢を法制度上整え、事業主としていづれかの措置を制度化する努力義務を設ける。

現行制度

事業主に対して、65歳までの雇用機会を確保するため、高齢者雇用確保措置（①65歳まで定年引上げ、②65歳までの継続雇用制度の導入、③定年廃止）のいづれかを講ずることを義務付け。

※ 平成24年度の法改正により、平成25年度以降、制度の適用者は原則として「希望者全員」となった。ただし、24年度までに労使協定により制度適用対象者の基準を定めていた場合は、その基準を適用できる年齢を令和7年4月までに段階的に引き上げることが可能。（経過措置）

改正の内容（高齢者就業確保措置の新設）（令和3年4月1日施行）

- 事業主に対して、65歳から70歳までの就業機会を確保するため、高齢者就業確保措置として、以下の①～⑤のいづれかの措置を講ずる努力義務を設ける。
- 努力義務について雇用以外の措置（④及び⑤）による場合には、労働者の過半数を代表する者等の同意を得た上で導入されるものとする。

<高齢者雇用確保措置>

（65歳まで・義務）

①65歳までの定年引上げ
②65歳までの継続雇用制度の導入 (特殊関係事業主(子会社・関連会社等) によるものを含む)
③定年廃止

<高齢者就業確保措置>

（70歳まで・努力義務）

①70歳までの定年引上げ
②70歳までの継続雇用制度の導入 (特殊関係事業主に加えて、他の事業主 によるものを含む)
③定年廃止

新設

雇用以外の措置(労働者の過半数を代表する者等の同意を得た上で導入)
④希望する高齢者について、70歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度の導入
⑤希望する高齢者について、 a.事業主が自ら実施する事業 b.事業主が委託、出賃(資金提供)等する団体が行う事業 であって、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するもの に係る業務に70歳まで継続的に従事できる制度の導入

参議院附帯決議(令和2年3月31日)(抄)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである

二十一、労災保険の複数事業者に係る改正事項を確実に実施するとともに、特別加入制度について、働き方が多様化し、雇用類似の働き方も拡大していることから、労働者に準じて保護することがふさわしいとみなされる者の加入促進を図るため、制度の周知・広報を積極的に行うこと。また、社会経済情勢の変化を踏まえ、その対象範囲や運用方法等について、適切かつ現代に合ったものとなるよう必要な見直しを行うこと。その際、今回の創業支援等措置により就業する者のうち、常態として労働者を使用しないで作業を行う者を特別加入制度の対象とすることについて検討すること。

危険な作業は他の第2種特別加入重複加入も前提に織り込み済み

特別加入制度の対象拡大については、今回、一人親方として「柔道整復師」、特定作業従事者として「芸能関係作業従事者」と「アニメーション制作作業従事者」が新設されたことに加え、「創業支援等措置に基づく事業を行う高齢者」も一人親方としての事業に加えられることとなった。

今回の対象範囲拡大に伴う省令改正についての通達(基発0319第1号令和3年3月9日)によると、それぞれの業務の範囲については次のように記されている。

柔道整復師が行う事業の内容は、「施術及びこれに直接付帯する行為」、「作業のための準備・後始末、機械等の保管、事務作業等を通常行っている場所における作業及びこれに直接付帯する行為」など他の業種同様に業務の範囲が明確なものとして列記されている。

芸能関係作業従事者の場合は、「放送番組(広告放送を含む)、映画、寄席、劇場等における音楽、演芸その他の芸能の提供の作業又はその演出若しくは企画の作業」とされ、職種は限定せず想定される職種としてあげられているものも多岐にわたるが、業務内容等の実態をみて判断することとしている。

アニメーション制作作業従事者は、制作関係、演出関係等の作業が特定され、これについて業務の範囲としては明確なものとして記述されている。

創業支援等措置に基づく事業を行う高齢者については、加入対象事業としては、「改正高齢者雇用安定法第10条の2第2項に規定する…」とされるのみで、とくに具体的な作業や業種を想定しているわけではない。そもそも委託する業務の種類については、とくに制限もないのだから、書きようがないわけだ。

最近の企業の社会貢献事業例をみると、環境問題への取り組みを含め、必ずしも危険を伴わない高齢者向けの穏やかな仕事だけに限定とはいかない状況も想定できる。そうすると労災保険料を決める保険料率をどう設定するのかという問題も生じることとなる。労政審の労災保険部会での議

論も、その点についても論点としてあがったようだ。

結局、高齢者の業務委託として行う仕事、第2種特別加入として他に設定のある事業や作業を行う場合は業務遂行性があるとは認めないこととする方法で折り合いをつけることとした。つまり、高齢者が企業の社会貢献事業として、里山保全のための土地の耕作などに業務委託で従事し、トラクターなどを扱うこととなったなどというときは、指定農業機械作業員として別に特定作業従事者の特別加入をしておかねばならないこととなる。

ただ、業務委託の対象となる事業の内容は、制限がないのだから第2種特別加入の対象とならない作業については全て対象に含まれることとなる。

いずれにしても65～70歳の就業に係る災害補償制度となるので、災害防止のための取り組みは高齢者の労働災害防止措置をどう徹底するかということにかかっているということになるだろう。

保険料率については、今回の対象範囲拡

大にかかるものはすべて「その他の各種事業」と同じ3/1000とされた。

まったく未知数の創業支援等措置 安易な高齢者への押し付け懸念

また、特別加入団体の加入を認める範囲は地域ブロック単位というこれまでの要件は、4月から廃止される。高齢者の業務委託についても、「双方向の質疑応答を含むオンラインでの災害防止に関する研修会を年1回は実施、参加する機会を提供する」という条件で、全国を対象とする特別加入団体が認められることとなる。

ただ、どのような創業支援措置が現実に設定されるのか、現在のところ全くの未知数というのが実際のところだ。趣旨をよく理解しないまま、制度設計をしようとする事業者が安易に業務委託で高齢者に仕事を押し付けるという事例が出てこないという保証はどこにもない。

この4月以降の各企業の取り組み状況が注目されるところだ。



中皮腫ポータルサイト
みぎくりハウス

<https://asbesto.jp/>



中皮腫患者による、中皮腫患者のための情報発信、交流の場！！

お問い合わせは、0120-310-279 中皮腫サポートキャラバン隊

第7回 過労死防止大阪センター総会・シンポジウム

コロナ禍と働き方・過労死を考える

2021年4月16日(金) 18:30～

ZOOMにて開催(要・事前申し込み/無料)

昨今、「雇用によらない働き方」(雇用類似労働)が持ち上げられ、特にコロナ禍の中で急速に広がってきています。

委任・委託や請負の形をとったもの、フリーランス、芸能関係者やタレント、技能実習生などに加えて、最近ではウーバーイーツなどの「プラットフォーム労働」も広がっています。このような労働形態は「自由に」働けるメリットもありますが、他方で無理な注文を受けざるを得ない、低賃金や長時間労働になりがちである、契約を一方向的に打ち切られる、労働時間や時間外手当などの労基法の保護が受けられない、年金や社会保険、労災補償も受けられないといった点で、過労死やパワハラ・過労自殺にもつながりかねない危険をはらんでいます。

今回は、この問題の第一人者であり最近「ディスガイズド・エンプロイメント—名ばかり個人事業主」という著書も出された脇田滋龍谷大学名誉教授にお話をいただきます。皆さまご参加をお待ちしています。

第1部 シンポジウム

講演：「コロナ禍と働き方・過労死を考える—EU・韓国の取り組みと日本—」

脇田滋さん(龍谷大学名誉教授)

当事者からの声：ウーバーイーツユニオン組合員

報告：「コロナ禍での1年の取り組み」(大阪労働局)

遺族からの声

第2部 過労死防止大阪センター 総会

参加ご希望の方はホームページ(<http://stopkaroshi-osaka.net/>)

または右QRコードから、4月9日までにお申し込みください。



主催：過労死防止大阪センター ・ 後援(第1部)：大阪労働局

韓国からの ニュース

■ 3Dプリンター使用の教師・電気工・宝石細工が産災申請／職業性・環境性がん患者探し 119

3Dプリンターの教師3人が、がんに罹ったとして、勤労福祉公団に産業災害補償を申請した。ポスコと電気工、宝石細工労働者の8人も、近く産災申請や行政訴訟を行う。

「職業性・環境性がん患者探し119」などの労働団体は、2日に政府ソウル庁舎前で記者会見を行い、「一次産災申請以後の1か月余りで、ポスコの労働者と3Dプリンター教師、電気工労働者・宝石細工労働者の職業性疾患を追加で確認した」とし、「これらの職業性疾患を産災と認定せよ」と要求した。昨年12月にも、ポスコ浦項製鉄所の労働者8人が、産災補償を申請している。

この日、産災を申請したのは、3Dプリンターでプリンティング作業をした高等学校の教師3人(肉腫がん)。電気工の労働者3人(肺がん・脳腫瘍・白血病)は9日、ポスコ製鉄所の労働者4人(肺がん・肺繊維症・肺疾患・ルーゲーリック病)は今月中に、産災を申請する。宝石細工の労働者1人(白血病)は、行政訴訟を提起する計画だ。

二次産災申請をした教師らは、3Dプリンターで作業をする時に出てくる有害物質が、疾病を発生させたと主張している。3人のうち1人は、昨年7月に亡くなった。

電気工の2人は、20～30年間、活線死線の作業をする過程で極低周波にばく露し、白血病・脳腫瘍に罹ったと話した。肺がんに

罹ったもう一人の電気工は、微細な粉じんや埃が舞う環境で、40年間、電柱の設置・撤去作業をした。宝石細工の労働者は、遊離ケイ酸などの発がん物質が発生する作業環境で、35年間働いた。

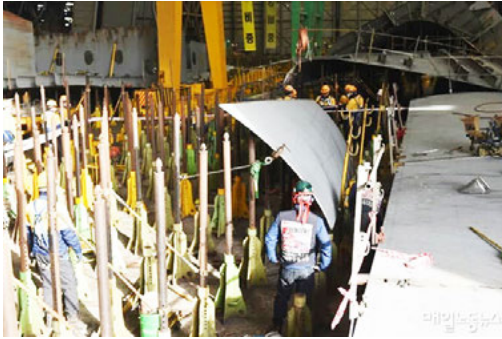
二次産災申請に参加したポスコの労働者は、短くて10年、製鉄所でそれぞれ塗装・清掃作業、電気鋼板作業、保温・配管作業、整備作業を行い、「製鉄所で発生する有害物質に、長期間・反復曝露して疾患が発生した可能性が高い」と主張した。2021年2月3日 毎日労働ニュース チェ・ナヨン記者

■ 多段階下請けが呼んだ現代重の重大災害／金属労組現代重工業支部

5日に現代重工業の蔚山造船所で発生した重大災害の原因が、多段階下請け構造にあると指摘されている。金属労組現代重工業支部によれば、5日に発生した産災死亡事故は、下請け業者のA社がクレーン作業をしている間に発生した。現代重工業は2016年のリストラ計画によって、クレーンの整備運営・建設装備部門などを分社して、子会社のモスを設立した。A社はこのモスと契約して、この日もクレーン作業をしていた。

現場では、元請けが運用する標準作業指導書と、モスの下請け会社の標準作業指導書の内容が違っていて、業務の混乱が少なからず発生しているという。例えば、元請けは必須安全措置を具体的に明示して義務化しているが、下請けは省略したりしている。

今回の事故現場のクレーン作業は、元請けが知らないうちに行われたという疑惑も出ている。支部の関係者は「金曜日の元請けの作業計画にはクレーン作業はなかったのに実際には行われ、作業配置が正しく行われなかったために、元請・下請けの混在作業中に事故



金属労組現代重工業支部が発生したと判断する」とし、「クレーンが正しく固定されていない鉄板を持ち上げて、溶接作業の準備をしていた労働者を襲った」と説明した。

現代重工業は労使合意により、8日は生産現場と支援部での作業を中止する。支部は同日午前、事故が発生した現場で追悼集会を開く。9日には労使が緊急産業安全保健委員会で、事故原因と対策などを議論する。

5日午前、現代重工業蔚山造船所の大組み立て1工場で溶接作業の準備をしていたGさん(42)は、クレーンで移動してきた重さ2.6トンの鉄板に挟まれ、現場で亡くなった。この会社で発生した今年初めての重大災害だ。2021年2月8日 毎日労働ニュース チェ・ジョンナム記者

■パワハラを申告すると加害者は始末書、被害者には辞職願い

「職場の甲質119」によれば、先月1か月間に2092件(カカオトーク1856件、Eメール236件)の情報提供があった。

身元が確認されたEメールによる情報提供236件のうち、職場内いじめは117件(49.6%)を占めた。職場内いじめ申告者の3割が不利益にあったことが分かった。

Aさんは昨年5月からソウルのB区庁管の轄清掃代行業者C社で、環境美化員として働

いた。上司のDさんは、Aさんが回収作業が未熟だという理由で、毎日暴言を吐き、ついには暴行まで加えた。Aさんは病院で憂うつ・不安の増勢と診断された。Aさんはこのような事実を会社に知らせて、加害者の懲戒と被害の補償を要求した。しかし会社は、加害者には始末書を、Aさんには辞職願いを要求した。結局Aさんは雇用労働部に職場内いじめの申告をし、勤労監督の結果を待っている。

職場の甲質119は「穴が次々空けられた中途半端な法律では、社長・親戚・住民・元請け・5人未満の事業場のパワハラと使用者の義務事項違反、申告後の報復から、会社員を保護できない」、「2月の臨時国会で適用範囲の拡大・処罰条項の新設・労働部への申告拡大など、勤労基準法が改正されなければならない」と要求した。2021年2月8日 毎日労働ニュース ヨン・ユンジョン記者

■ポスコ労働者、がんの診療は「一般会社員の1.9倍」

ポスコの労働者が一般の会社員より高い割合で腎臓がんと皮膚がん、血液がんなどと診断され、治療を受けたことが確認された。昨年、ポスコの労働者11人が、「職業性がん」の産業災害申請と同時に、会社の労働者のがん発病に対する全数調査を要求した。

「全国の職場加入者とポスコ従事者の特定疾患別の年平均診療人員」を見ると、過去10年間で、ポスコの労働者が一般の会社員より、腎臓がんと皮膚がん、血液がんなどで最大2.7倍多く診療を受けていたことが分かった。国民健康保険公団の2010年から2019年までの10年間の診療記録を基に分析した今回の資料を見れば、この期間にがんを診療を受けたポスコの従事者は、腎臓がん162人、皮膚がん48人、血液がん9人、口

腔がん 76 人、軟組織がん 37 人などだった。同じ期間の人口 10 万人当たりの年平均診療人員基準で見ると、全国職場加入者対比で、ポスコの労働者の腎臓がんは 1.9 倍、口腔がん・皮膚がん・軟組織がんは 1.5 倍多かった。ポスコの労働者の 95% を占める男性労働者だけで見れば、腎臓がん 1.4 倍、皮膚がん 1.5 倍、血液がん 2.7 倍も多くがんの診療を受けた。

特に今回の集計は、ポスコの労働者の在職当時の健康保険記録を基に分析されたもので、実際の数値はさらに増えるだろうと思われる。多くの人は、退職後に職業性がんの判定を受けるためだ。2021 年 2 月 18 日 ハンギョレ新聞 パク・ジュンヨン記者

■コロナの影響？昨年、公務上疾病による死亡が急増

昨年、公務上の疾病で亡くなった公務員と公務職労働者が、1 年前より 70% 以上増加したことが分かった。COVID-19 の拡散事態が一部影響を及ぼしたと推定される。

公務上災害現況を見ると、昨年の公務上被災者が 2019 年の 6298 人から 6492 人に、3.1% 増加した。公務上災害のうちでも、疾病による災害者が大きく増加。569 人と、前年 (231 人) より 2.5 倍に増えた。このうち死亡者は 48 人で、1 年前 (28 人) より 71.4% 増えた。

疾病の類型は、具体的には脳血管、心血管、筋骨格系、眼・耳鼻咽喉、悪性腫瘍、その他に分かれる。特にその他に分類された被災者は 5 倍 (64 人→312 人)、死亡者は 4 倍 (9 人→35 人) も増えた。その他には COVID-19 を含む感染性疾患と、精神科・心臓・消化器・肝臓疾患などが含まれる。人事処の関係者は、「COVID-19 が公務上疾病

の増加に相当部分影響を及ぼしたと見られるが、「その他」の項目を細かく整理しなくては正確な理由は分からない」が、「まもなく把握できるだろう」と話した。昨年、筋骨格系疾患も 1 年前 (3 人) に比べて 40 人と、13 倍も増加した。2021 年 2 月 19 日 京郷新聞 チョン・テヨン記者

■大宇建設・ポスコ、5 年以内に再犯すれば 1 年 5 月以上の懲役

重大災害処罰などに関する法律 (重大災害処罰法) が施行されると、大宇建設・ポスコなど、今までの重大災害発生企業の事業主や経営責任者は 1 年 5 月以上の懲役刑を受けることになる。

22 日の国会・環境労働委員会の産業災害聴聞会を前に、雇用労働部は「国民の力」のパク・テス議員に提出した資料で、「5 年以内に重大災害を再び犯した企業は刑の 1/2 が加重される」と明らかにした。パク議員は「重大災害処罰法が施行されると仮定した時、最近 5 年間で産業災害聴聞会の証人企業が重大災害によって受ける処罰の程度はどうか」と質問した。

重大災害処罰法では重大産業災害は、産業安全保健法上の産業災害のうち、△死亡者 1 人以上、△同一の事故で 6 か月以上の治療が必要な負傷者 2 人以上、△同じ有害要因で急性中毒などの直接性の疾病者が、1 年以内に 3 人以上発生した事故をいう。事業主や経営責任者は、従事者に対する安全・保健確保の義務違反があり、災害と因果関係が認められる場合に処罰することができる。

死亡者が 1 人以上発生した場合、経営責任者などは 1 年以上の懲役または 10 億ウォン以下の罰金、法人は 50 億ウォン以下の罰金 (18 ページにつづく)

前線から

突然の自殺と業務起因性

和歌山

被災者は数年前の3月19日、出勤後に社内で首を吊って亡くなった。

この1か月前に退職した別の職員が行っていた業務を引き継ぎ、慣れない作業に苛まれ、同僚や上司からのフォローがないまま悩み続けた末に選んだ死であった。

事件が発生した会社はたいへん小さな事業所で、被災当時は被災者を除くと、社長、新入社員、パート事務員2名の4名体制であったが、パワハラ体質の社長と社員いびりが生きがいのパート事務員に囲まれ、定着できる社員はいない。事実、被災者の死亡後すぐに新入社員もメンタル不調を訴えて退職している。

ご遺族は労災請求を行ったが、所轄働基準監督署長は業務上災害として認めなかった。ご遺族の依頼もあり、監督署に判断の理由を聞きに行ったところ、以下のとおりであった。

1. 被災者は精神疾患に罹

患していたのか。

被災者はこれまで精神疾患の病歴はなく、自死に先立って心療内科等で診察を受けたこともなかった。そのため、自ら命を絶つ背景を、事業所に対する抗議の死ではないかという見解もあった。この場合、精神疾患そのものが否定されるため、そもそも災害ではないということになる。

ご遺族は、メンタル不調の兆候として①食欲減退、②表情の欠落、③集中力と注意力の減退、④不眠を挙げている。監督署は当初、これらの情報をもとにICD-10に照らして「中等症うつ病エピソード」と判断しようとしていた。

しかし、この判断に対して精神部会が待ったをかける。請求人たる遺族が行った報告では信頼性が足りず、職場の同僚から被災者の様子を聞いてこい、と言うのである。

遺族が自殺を精神疾患によるものとして求めるがゆえに他覚症状をねつ造したのではないかと疑ったのであろう。

監督署は再び事業所関係者に被災者の様子の変化を尋ねたが、現在も就労している従業員に被災者に関心を向けるようなものは一人もいなかった。開示資料は黒塗りによくわからないものの、肯定的な申述を行っていないということは確認できる。窮地を救ってくれたのは、すでに職場を去っていった元従業員である。被災者は、引き継いだ仕事の内容が分からずに何度も元同僚に電話をかけて確認している。そのときに話していた内容や心情の吐露などを得られたために、うつ病であったということがようやく認められた。

2. 被災者の業務起因性は認められるか。

うつ病発症が認められたが、次はそれが業務に関連するかと言うことが問題になる。ご遺族は、慣れない業務をひとりでやらされて苦悩していたということを強調する。

それが社長やパート社員の性格に帰結する主張を展開したため、精神的負荷は「中」程度との結論になり、業務起因性は認められなかった。あの社長がもっとフォローしてくれたら死なずに済んだのに、パート社員が意地悪せずに助けてくれたら良かったのに、という気持ちが強いご遺族としては到底受け入れられない結論である。また、もっとも心理的負荷が大きいとされた「仕事内容・仕事量の大きな変化」については、元々倉庫業務に従事していた被災者が、退職者の作業を引き継いで、一部事務作業を行い、その業務に慣れないPC操作があった、というもので、業務量が増えたことについても1か月に30時間弱の残業が発生したに過ぎず、認定基準のハードルを越えるものではなかった。

ご遺族から相談を受けたときは、こんなことで亡くならなきゃならなかったなんて陰うつな気分になった。「仕事内容・仕事量の大きな変化」について、【強

になる例】には「過去に経験したことがない仕事内容に変更となり、常時緊張を強いられる状態となった」とあるため、倉庫業務を行っていた被災者が、PCを使った事務作業を行ったことの評価はどうかと尋ねてみた。監督署としては、PC操作において、通常人にとって特別困難で、操作ミスによって業務に多大な支障が生じるものであれば考えられうるという回答であった。調査を通じて明らかになった業務内容は、エクセルシートの所定のセル

に数量を入力する程度で、「過去に経験がしたことがない仕事内容」であっても、「常時緊張が強いられる」ものではなかった。

とはいえ、家に帰ってもパソコンの練習をしていた姿を見ていたご遺族からしてみれば、「エクセル程度」ではなかった。被災者が死にたくなるほどの辛さを抱え、毎晩うなされ、泣いていた姿を目の当たりにしていたため、原処分の取消を求めて闘い続けなくては申し訳が立たないのである。

関西労働者安全センター 第41回総会開催

大阪

2月24日に第41回総会を開催した。冬になり新型コロナウイルスの感染が更に拡大し、緊急事態宣言が発令される中、初めてZOOMを使用したインターネット上総会とした。長時間のZOOMでの通信は体力・集中力の継続が難しいと考え、記念講演はなしで、総会のみ行った。

運営協議会では対面とZ

OOMの併用で実施してきたが、参加者もZOOMに大分慣れたようで、通信による問題は特になく、行うことができた。

昨年はやはり、生活、労働、全ての場面で新型コロナウイルスが影響を及ぼした1年だった。働き方もいろいろ変化があり、安全衛生の課題も新しい問題が発生した。

感染症対策で奨励されたテレワークでは、これまでと違った安全衛生対策が必要である。非正規労働者に在宅勤務を認めないという差別があったり、在宅勤務での労働時間管理の問題、仕事上の連携が取れなくなったり、精神的な負担が

増加したりと次々に新たな課題が発生した。

センターの活動も、影響を受けてやや縮小した1年だった。労組との安全パトロールや学習会の開催が見合わされ、海外との交流も控えることとなった。

一方で、ZOOM等を使

用した交流は、遠く離れた会員とも気軽に行うことができ、今後、学習会などへの活用が期待できる。

2021年度もコロナの影響下、活動の制限もあるかと思うが、粘り強く活動を続けていきたい。

(15 ページのつづき)

に処す。5年内の再犯時は刑の1/2まで加重して処罰する。

労働部は「量刑の基準が作られておらず、法定刑だけを基準とする」ことを前提に、「元請・下請けを問わず、従事者が死亡した企業の経営責任者は1年以上の懲役または10億ウォン以下の罰金(併科可能)が適用される」と明らかにした。

労働部は証人企業のうち、ポスコ光陽製鉄・ポスコ浦項製鉄・ポスコ建設・GS建設・大宇建設・現代建設・LGディスプレイ・現代重工業がこれに該当するとした。大宇建設は2016年8人、2017年3人、2018年3人、2019年6人、2020年4人が死亡した。ポスコ建設では2016年6人、2018年10人、2019年3人、2020年2人が死亡した。すべて下請け労働者であった。

労働部は「これらのうち、5年内に再犯した企業は、刑の2分の1まで加重し、1年5月以上の懲役または15億ウォン以下の罰金の処罰が可能だ」と明らかにした。2021年2月19日 毎日労働ニュース ヨン・ユンジョン記者

■勤労福祉公団、保有の産災判決文をオンライン公開

公団は23日「産災の判決文を、誰でも簡

単にオンラインで照会できる産災判例情報ウェブサービスを、24日から開始する」と明らかにした。

産災事件の判決文は、現在、大法院の総合法律情報サイトによって確認することができるが、公開される判決文が多くない上に、訴訟を提起するかどうかを決める重要な参考資料になる下級審の判決文はほとんど公開されていない。インターネットの閲覧サービスで判決文を見るには、1件当たり手数料1千ウォンを出さなければならない。

公団は産災判例ウェブサイト(sanjaecase.kcomwel.or.kr)で、公団が蓄積している産災の判決文2万9千件余りを無料で提供する。事故や疾病の種類によって、療養・休業・障害・遺族などがそれぞれ望む種類の判決文を探して見るができるように、細部検索機能も提供する。毎年2千件ずつ追加して作成される判決文も続けてアップデートする。カン・スンヒ理事長は「公団が保有している公共データを国民に開放することによって、権利救済と社会的な費用削減を助けるものと期待する」とした。2021年2月24日 毎日労働ニュース チェ・ジョンナム記者

(翻訳：中村猛)

2月の新聞記事から

2/3 上司からパワハラを受けた長崎県警佐世保署の40代の男性警部補が2020年10月に自殺した問題で、妻が県警に公務災害認定請求書を提出した。警部補は20年3月23日に同署に異動してからの約半年間、上司だった交通課長の男性警部から他の職員らの前で「係長としての能力がない」「できないなら係長をやめろ」などの発言を受けた。時間外労働は月200時間前後で休日も出勤。県警は12月、警部の発言をパワハラと認定し、戒告の懲戒処分にした。

2/4 九州大大学院教授の50代男性が14年に急死したのは過重な労働が原因だったとして、福岡中央労働基準監督署が労災認定していた。遺族は大学法人に約8400万円の損害賠償を求め福岡地裁に提訴した。男性は複数のキャンパスでの講義などや、大学の国際化を進める企画の総括などを担当。学内で突然体調を崩し、14年7月に大動脈解離で死亡した。労基署は18年、男性の発症前1カ月間の時間外労働が、119時間だったと判断した。

医療行為の「胃ろう」を資格を持っていない職員が約2000回にわたり処置し、先月、市から1年間の業務停止処分を受けた神戸市灘区の特別養護老人ホーム「きしろ荘」で、40代の女性職員が、1か月に100時間を超える長時間労働が続いていた他、元理事長から長時間怒鳴られるなどのパワハラを受け、去年6月適応障害と診断され労災を申請したところ、先月、労働災害として認められた。

2/5 熊本県御船町の上益城消防組合に勤務していた男性職員が2019年5月、上司からパワハラを受けたとの遺書を残して自殺した問題で、地方公務員災害補償基金熊本県支部が公務災害と認定した。認定は1月25日付。問題を調査した第三者委員会は同年3月、元消防司令で上司だった50代男性のパワハラが自殺の原因の一つと認定。消防組合は元上司を停職6カ月と2階級降格の懲戒処分にした。

福島刑務所は、看守長の男性刑務官が部下にパワハラ行為を繰り返したとして、減給100分の10(1か月)の懲戒処分にした。処分は同日付。刑務官は2019年11月ごろから昨年9月ごろまでの間、何度も部下を会議室に呼び出し、大声で叱責した。

部下に暴行や暴言を繰り返すパワハラがあったとして、日立市消防本部は、職員4人を停職2か月などの懲戒処分にしたと発表した。4人は多賀消防署に勤務していた昨年1～3月の間、同署勤務だった20代の消防職員男性に対し、それぞれ個別にたももを蹴って全治1か月のけがを負わせるなどした。

2/10 ニチアス羽島工場の元従業員の女性が、アスベストを吸い込んでじん肺になり、2019年に亡くなったとして、元従業員の息子が国に損害賠償を求めた訴訟が、岐阜地裁で、国が慰謝料など1430万円を支払うことで和解した。元従業員の浅野美代子さんは1965年から69年までの間に半年ほどニチアスの工場で臨時職員としてアスベストを量るなどの作業に携わった。

2/12 部下にパワハラをしたとして、鹿行広域事務組合消防本部は、消防司令の男性を停職1か月の懲戒処分にしたと発表した。管理監督責任がある消防

司令長ら上司2人を厳重注意とした。

2/18 海上自衛隊厚木基地(神奈川県綾瀬市、大和市)の第4航空群司令部は、複数の部下にパワハラをしたとして、航空集団司令部の50代の男性佐官を停職1か月の懲戒処分にした。佐官は前所属部隊にいた2019年3月～20年5月、複数の部下に対し、日常的に「バカ」「ボケ」といった人格を否定するような言葉を大声で浴びせたほか、定時に帰宅しようとすると「5時に帰るとは何事だ」などと言い、職場環境を著しく悪化させたという。

2/19 英最高裁は、米配車サービス大手ウーバー・テクノロジーズのロンドンの元運転手2人が従業員としての権利を求めていた裁判で、元運転手側の主張を認める判決を出した。ウーバー側は個人事業主と訴えていた。ウーバーは今後、運転手に対し、最低賃金以上の支払いや有給休暇の付与といった待遇改善を迫られる。最高裁は判決で、料金決定はウーバーと指摘。運転手が提供するサービスが、ウーバーにより極めて厳しく制限されており「運転手がウーバーとの関係で、従属的かつ依存的な立場にある」と結論付けた。

2/22 航空自衛隊入間基地は、部下の隊員らに対してパワハラを行ったとして、同基地航空救難団所属、40代の2等空佐男性を停職5日の懲戒処分にしたと発表した。2等空佐は2018年9月ごろから同12月ごろまでの間、同自衛隊の基地内で、業務指導の際、部下の隊員ら5人に対して、人格を否定するような暴言や平手打ちなどの暴行を加えていた。

兵庫県教育委員会は、妊娠中の同僚の腹を触るなどしたとして、阪神地区の市立中学校の50代男性教諭を停職1か月の懲戒処分にしたと発表した。男性教諭は2018年8月、同校に赴任したばかりの妊娠した同僚の女性職員に「何しにこの学校に来たんや」と発言、同11月には、女性職員の腹を触ったという。さらに、育休から復職した昨年6月に再び腹に触れたという。

2/24 酒田地区広域行政組合消防本部の男性消防士(20)が2014年に自殺したのは救助訓練チームの指導役だった消防職員らのパワハラがあったためだとして、遺族が組合に約1億5000万円の損害賠償を求めた訴訟は、山形地裁鶴岡支部で和解が成立。組合が損害賠償金1億1000万円を支払い、救助訓練チームに加わる職員向けにパワハラに関する講習会を毎年開き内容をホームページに公開するなどの内容。

騎手の大塚海渡が、前所属厩舎の木村哲也師から暴行を受けたとして茨城県警稲敷署に被害届を提出した問題で、同署が19日に木村師を書類送検していたことが分かった。大塚が木村師からの度重なる暴言、暴行のパワハラで精神的苦痛を負ったとして、同師に損害賠償を求めた訴訟の弁論準備手続きも水戸地裁土浦支部で行われた。

2/26 滋賀県は、県職員が職場で昨年11月下旬に自殺していたことを明らかにした。パワハラや過労はなかったとしている。職員は県の出先機関に勤務していたといい、年齢、性別などは明らかにしていない。

腰痛予防に腰部保護ベルト-宇土博医師(広島労働安全衛生センター顧問)監修 ミドリ安全(株)製

らくようたい インナー&アウタータイプ

Super (スーパーリリーフ) **NEW!**
Relief インナータイプ



腹圧効果、骨盤補強効果で腰への負担を軽減。高い運動性と快適性。スーパーリリーフは、かさばらない肌着感覚のインナータイプで制菌効果・遠赤効果のある素材使用。

種類	型	色	サイズ	S	M	L	LL	LLL	
らくようたい	男	DR-1G	黒/白	ウエスト	72-80	80-88	88-96	96-104	104-112
	女	DR-1L	黒/白	ウエスト	56-64	64-72	72-80	80-88	-
Super Relief	兼用	Super Relief	グレー・ブル -(ツートン)	ウエスト	56-65	65-85	85-100	100-110	-
				骨盤回り	64-72	70-88	85-102	100-112	-

(頒価) 5,700円(送料別) ■種類、性別、色、サイズをご指定の上、ご注文ください。
■パンフレットあります。関西労働者安全センター-TEL.06-6943-1527 FAX.06-6942-0278迄

「関西労災職業病」定期購読のお願い

「関西労災職業病」は毎月1回の発行で頒価は下記の通りです。定期購読のお申込み・ご入金には郵便振替をご利用ください。労金口座をご利用の場合は、住所・氏名を別途電話、はがき等でお知らせください。

- 郵便振替口座 00960-7-315742 関西労働者安全センター
- 近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284 関西労働者安全センター

1部		200円
年間定期購読料(送料込み)	1部	3,000円
"	2部	4,800円
"	3部以上は、1部につき2,400円増	
会員購読料	安全センター会員(会費月1口1,000円以上)には1部無料配布。2部以上は1部150円増	

Culture & Communication

— 封筒・伝票からパッケージ・美術印刷 —



株式会社

国際印刷出版研究所

〒551-0002 大阪市大正区三軒家東3丁目11番34号
TEL.06 (6551) 6854 FAX.06 (6551) 1259